

会社組織および活動の柔軟性

——フランスの簡易株式制会社について——

鈴木 千佳子

問題の所在

第一章 簡易株式制会社の特色

第二章 社員・第三者保護のための規定

第三章 任意に組織しうる機関とその機能

第四章 社員の共同決定と方法

終わりに

問題の所在

株式会社は社員の地位が株式という細分化された割合的単位の形をとり、また、その株主が会社に対する出資を限度とする有限の責任を負担するにすぎないことから、個性を喪失した多数の者が会社に投資をし、その結果

大資本による経営を可能とする会社形態である。不特定多数の株主を擁し、その株主から多くの資本を得て、社会的にも大規模の活動をおこなうことが株式会社の典型的な形であり、これを適用の対象する法規の性格を考えしてみると、多数が強行規定である。それは、対内的あるいは対外的に様々な絡み合っている株式会社の関係者の利害を適正に調整し、第三者を害さず、又できれば公共の利益を侵さないようにしなくてはならないからである。

しかし、現実問題として、株式会社を利用する企業は、必ずしもその典型と考えられているもののみではない。例えば、その一例として、いわゆる「法人なり」は、本来株式会社がその目的とする会社を離れて、いわゆる個人企業が会社形態を、特に株式会社形態をとることをいうが、「大は小を兼ねる」という考え方は、この場合には全く妥当しないからである。それは、前述のように株式会社が多くの強行規定を有するために、個人企業にはそれを遵守する能力もないが、よく吟味してみればその中には個人企業には遵守する必要性がない規定が存在する可能性もあるからである。すなわち、理念型のみでなく、規定される対象の実質を考慮してそれに相応しい法規制を用意することが重要であると考えられる。

我が国の株式会社法は、すでに公開会社・閉鎖会社（ここでは定款で株式譲渡の制限をおこなっている会社の意味）の区別をなしている。これは、本来不特定多数の株主を前提としている以上、株式の自由譲渡は大原則であり、そこに株主の固有の性格あるいは他の株主とのつながりを考慮する必要がある場合には合名会社等の人的会社か、有限会社を選択すべきところを、社会的要請に従い実際の必要性から、昭和四一年改正で閉鎖会社という理念型も株式会社の中に認容することを認めたものであった。しかし、その後更に行われた改正により、資本金、負債額、議決権を有する株主の数による規制等により、更なる細分化の結果、株式会社規定が複雑化していることは疑いを入れない。⁽¹⁾

フランスにおいては、「簡易株式制会社を制度化する一九九四年一月三日の法律第九四—一号 (Loi n° 94-1 du 3 janvier 1994 instituant la société par actions simplifiée)」^{(2)(c)} によって「一九六六年七月二十四日の法律第六六—五三七号 (Loi n° 66-537 du 24 juillet 1966)」^{(2)(c)} (以下、会社法という。条文も、特にことわらない限り、会社法の条文を指す。) 中に新たな会社形態が認容された。当該制度は、複数の企業が共同子会社 (合弁会社) を設立する場合に、かつてフランスでは株式会社を利用しておこなうのが常であったが、株式会社法は一般投資家を保護するために多くの強行規定を有しており、それがかえって共同子会社を設立しようとする者の足枷となっていることが実務家から問題提起され、これをその時点でおこなおうとすれば社員間の契約に頼るほかないが、それは複雑であり、かつ適法性が確かではないことに問題があり、また、そのためにフランス企業が比較的緩やかな規制を持つオランダ、ルクセンブルグ、イギリスで会社を設立するというような傾向が顕著になってきたことから、一九八九年に CNPF (Conseil National du Patronat Français: フランス経営者全国評議会) の中枢に作られた研究委員会が一九九〇年一〇月に簡易株式会社 (société anonyme simplifiée) の創設を提案したり⁽⁴⁾ ポートに基づいて法律案が練られ、それが一九九四年に実現したものである。現行会社法の中ですでに不必要になっている過度に厳格な規定を整理あるいは削除することだけでもある程度その目的は達成できるが、全面見直しとなれば時間と手間がかかるという問題があり、当該法律の制定により比較的コンパクトな条文により適切な規制が行うことができたことがその改正の利点であったといわれている。⁽⁵⁾ その方法としては、社員の有限責任、法人格から生ずる効用、契約による自由を結びつける方法が採られ、⁽⁶⁾ そして、それは具体的には、法律の濫用防止と利用者の保護を法律によってはかった上で、厳格な法規制を避けるため、組織・権限分配等の問題は、その定款の自治の範囲をきわめて広く認めることによって当事者の契約により規制させたことにその特徴をみることができる。⁽⁷⁾

そこで、本稿においては、フランスの一つの立法が、共同子会社に関する法規制の柔軟性をはかるという目的のためにどのような内容の法律をおいたかという点についてきわめて興味深い一例を提供していると思うので、同制度を検証しながら考えてみたいと考える。

- (1) 倉沢・商法の基礎(三訂版)七七頁以下は、「会社の種類」の再検討の必要性を指摘されている。
- (2) *JO* 4 janv. 1994, p. 129.
- (3) 当該制度をこれまでに紹介した資料、論文には、以下のものがある。鳥山恭一・「略式株式会社の制度化―略式株式会社を制度化する一九九四年一月三日の法律第九四―一号」日仏法学一九九一〇九頁以下。同・「フランスの略式株式会社制度」比較法学二九卷一号一四三頁以下。梅本剛正・「ヨーロッパにおける閉鎖会社立法の動向(二・完)」民商一二二卷六号六九頁以下。井上治行・「フランスにおける簡易株式制会社法の成立過程―C N P F の簡易株式会社法案」富士論叢(富士短大)四〇巻二号三一頁以下。同・「フランスのC N P F 簡易株式会社法案、簡易株式制会社法案、簡易株式制会社法(翻訳)」富士論叢四〇巻二号二七頁以下。同・「フランスにおける簡易株式制会社法の成立と展開」早稲田法学七三卷一号四九頁以下。鳥山教授は、*société par actions simplifiée* を略式株式会社、梅本氏は簡易株式会社、井上教授は簡易株式制会社と訳出されているが、各論文においてそれぞれ注釈があるものの、後述するように同制度は株式会社の一態様ではなく、会社法の第四章に第一一節を新しく設けて規定されたものであり、株式会社、株式合資会社とならば株式制会社(*société par actions*)の新しいカテゴリーであるから、本稿では簡易株式制会社と訳出した。(なお、簡易株式制会社はS A S と略称される。)
- (4) 成立経過は、井上・前掲論文中に詳しいが、成立経過および関連公文資料を整理しておく以下になる。
 一九九〇年一〇月C N P F 委員会報告書(CNPF, Rapport du groupe de travail - La société anonyme simplifiée, Structure des rapprochements d'entreprise, octobre 1990)
 一九九一年七月草案(avant-projet de loi)
 一九九二年二月二〇日法律案(Projet de loi n° 2584, 20 février 1992) 未審議のまま会期終了。

一九九三年五月五日法律案 (Projet de loi n° 144, 5 mai 1993) 新政権の下、右と同内容の法案が再び出される。
国民議会第一読会審議 : Rapport de M. Xavier de Roux, au nom de la commission des lois, n° 258, 2 juin 1993.
六月十一日採択 (J. O. deb., A. N. 1993, 1406 s.)

元老院第一読会審議 : Projet de loi, adopté par l'Assemblée nationale en première lecture, n° 354 (1992-1993).
Rapport de M. Etienne Dailly, au nom de la commission des lois, n° 35 (1993-1994), 14 octobre 1993. — 10月11日採択 (J. O. deb., p. 3349 s.)

国民議会第二読会審議 : Projet de loi, modifié par Sénat, n° 649. Rapport de M. Xavier de Roux, au nom de la commission des lois, n° 688. — 11月11日採択 (J. O. deb., p. 6134 s.)°

元老院第二読会審議 : Projet de loi, adopté avec modifications par l'Assemblée nationale en deuxième lecture, n° 110 (1993-1994). Rapport de M. Etienne Dailly, au nom de la commission des lois, n° 128 (1993-1994) 30 novembre 1993 — 11月11日採択 (J. O. deb., p. 633 s.)°

両院合同同数委員会審議 : Rapport de M. Etienne Dailly, au nom de la commission mixte paritaire, n° 216 (1993-1994). Projet de loi, modifié par le Sénat en deuxième lecture, n° 913. Rapport de M. Xavier de Roux, au nom de la commission mixte paritaire, n° 910 (1993-1994). — 11月11日、元老院^①決。11月13日、国民議会^②決。

一九九四年一月三日、審署 (promulgation)°

一九九四年一月四日、公布。

(5) GUYON (Yves), *《Presentation générale de la société par actions simplifiée》*, rev. soc. 1994, n° 6, p. 212.

(6) Guyon 教授によれば、近年、フランスにおいては、会社法規制のあり方に相対する二つの傾向があると指摘されている。その第一は、財政法・市場法において現れたような細かい規定の増加であり、第二は、法人の活動に一層の柔軟さと自由が要請されるようになったことである。その第二の傾向について、教授はこれまでのフランスには権威主義 (autoritarisme) が残存しており、企業の必要性に応じきれなかったが、一九九四年一月三日法律による簡

易株式制会社の新設はのもっとも顕著な例である」と(「契約の自由のルネッサンス」とも評されている。GUYON, *Traité des contrats. Les sociétés*, 3^e éd., Paris, LGDJ, 1997, p. 7.) また、その他にも「一九九四年二月一日の法律 (Loi n° 94-126 du 11 février 1994 relative à l'initiative et à l'entreprise individuelle) 等が挙げられる(拙稿・日仏法学一九号一六頁以下参照)。

(7) VIDAL (Dominique), *Droit des sociétés*, 2^e éd. Paris, LGDJ, 1998, n° 1216, p. 501.

(8) また、法規の柔軟性という特質に鑑みれば、本法と同様の理念を有する法律が他の領域に創設されること (Vidal, *La sociétés par actions simplifiée*, Paris, Montchrestien, 1994, n° 3, p. 6.)、今後行われるであろう株式会社法の改正 (FIELD (Bernard), *«Présentation générale»*, in *société par actions simplifiée*, Paris, GLN Joly éd., 1994, pp. 6-7.) あることはヨーロッパ共同体のヨーロッパ会社法案のたたき台になることもあるのではないかとと思われる。(FIELD, *ibid.* GUYON, *op. cit.* (rev. soc.), n° 24, p. 221.)

第一章 簡易株式制会社の特色

一九九四年一月三日法律の審議段階で問題になった重要な論点は、新しい会社の形態、名称、そして社員に与えられる自由の範囲に関してであった。⁽¹⁾

まず、第一に、会社の形態については、CNPF 法案は、株式会社の一形態とするという考えを示していた。誰にでも良く知られている株式会社の規定を利用した方が、その組織は誰にでもわかりやすく、それはすなわち明確性 (clarté) というメリットがあると考えられたのである。⁽²⁾ すなわち、その場合には、株式会社法の解釈、判例、学説が参考になれることになる。⁽³⁾ 更に、これまでに作られたヨーロッパ共同体のディレクティブの適用を

受けられること、税法上の抜け道も存在しないことも挙げられていた。⁽⁴⁾しかし、一九九四年法は新会社を株式制会社の新しい形態とすることを決定した。したがって、簡易株式制会社には、まず一九九四年一月三日法律により改正された簡易株式制会社に固有の規定すなわち二六二一条ないし二六二二〇条、および四六四一条ないし四六四一四条、簡易株式制会社の規定と両立する限りにおいての株式会社に関する規定（ただし、株式会社の指揮・管理、株主総会に関する八九条から一七七一条を除く）（二六二一条第二項）、会社の総則規定である一条ないし九条、すべての *sociétés* に共通な規定である民法典一八三二条ないし一八四四一七条が適用されることとなり、これはすでに株式合資会社が二五一一条で行っているのと同様ではあるが、株式会社法の準用についての解釈の点で困難を残すこととなった。⁽⁶⁾

第二に、新会社の名称としては現行の簡易会社 (*société simplifiée*) の他に、契約会社 (*société contractuelle*) あるいは個人会社 (*société personnalisée*) とする案もあったが、後者二つは新会社の目的を明確にする利点はあるものの、会社は単なる契約であるとの誤解を生む可能性や、構成員の人的な関係を通常に比して考慮をしているとはいえず、社員の匿名性は株式制会社の特質として相変わらず保たれていることを考慮すると、多少誇張の嫌がないではないために、会社法の複雑性を緩和することを望む実務家の期待に応える意味で、簡易会社という名称が付けられたとされている。⁽⁷⁾

第三に、定款により規制に柔軟性が認められたこと、すなわち本論文の中心的関心事項についてであるが、当初、フランスにおいては、*société* は、かつて、それから生じることがある利益 (*benefice*) を分配し、又は節約 (*economie*) の利益を受けることを目的として、二人又は数人の者が財産 (*bien*) 又はその労務 (*industrie*) を共通にすることを合意する契約であると定義されており（一九八五年改正前民法典一八三二条一項）、その契約的性質

は明確であったが、一九八五年改正により一人でも有限会社の設立が認められたことを受けて（いわゆる有限責任制一人企業：entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée：EURL）⁽⁸⁾ その第一項は、société はそこから生ずる利益を分配し節約の利益を受ける目的で、財産又は勤労を共同の企業に出資することを一つの契約により合意する二人あるいは数人により設立されると規定した上で、第二項はそれは法律で規定される場合に限り一人の意思の行為によって設立されうるとして、契約による設立と単独行為による設立の二つの形態があることを認めた⁽⁹⁾ が、この例外を除いては、société はあくまで契約としての性質を失わないと考えられている。その契約的側面を強調し、定款作成というテクニクを利用して、新会社の規制を柔軟にするようにはかったことに当該法律の大きな特色がある。

また、簡易株式制会社の主な特色としては、以下のことが挙げられる⁽¹⁰⁾。

一、同制度は定款を詳細に規定しなければならないなど煩瑣な手続を要するので、社員保護のために⁽¹¹⁾、参加する社員の資格を特定し、株主になることができるものを、資金を公募する会社の最低資本金額である一五〇万フラン以上の全額払込済の資本を有する会社（並びに商工業を営み公会計原則に服さない国の公施設及び会社形態によらないで設立された私法上の金融機関）に限定した（二六二一条第一項）。

二、柔軟な法構造 運営機関とその機能について自由に定款で規定できる（二六二一六条）（第三章で詳しく検討する。）

三、第三者保護のため、いくらかの強行規定も残されている（第二章で詳しく検討する。）。

四、社員の人格を考慮に入れており（intuitus personae）、例えば、定款に、すべての株式譲渡に会社の事前の承認を要するとする条項（二六二一五条）、一〇年を越えない期間の株式の譲渡禁止を規定する条項（二六二一

四条)、定款に定める条件に従い会社に対する強制譲渡により社員に除名を命ずることができるとする条項(二六二―二七条)を挿入したり、定款に社員たる会社の支配権に変更が生じた場合の社員の通知義務を規定でき、会社がこの場合社員の除名を決定できるとして(二六二―一八条)、会社の閉鎖性を維持して、会社の安定性、永続性を強化することが認められている。前二例の場合、もしこれに反して株式譲渡がおこなわれた場合には、その譲渡は無効であると規定されている(二六二―一六条)。簡易株式制会社では、法律上用いられた文言は株主(actionnaire)とはいわず、社員(associé)である。この表現が取られた理由としては、株式会社の株主のような匿名性、受動性がこの会社にはないからと説明されている⁽²⁷⁾。

- (1) GUYON, *Droit des affaires*, Tome 1, 10^e éd., Paris, Economica, 1998, n^{os} 471-1 et 471-2, pp. 499-502; *op. cit.* (*rev. soc.*), n^{os} 3 et suiv., pp. 209-211. Guyon 教授は C N P F 委員会草案の作成に参加された経緯から(井上・前掲早稲田法学五三頁参照)、『その審議過程について詳しい叙述をされている』。
- (2) GUYON, *op. cit.* (*rev. soc.*), n^o 4, p. 209.
- (3) VIDAL, *op. cit.* (*La sociétés par actions simplifiée*), n^o 21, p. 12.
- (4) GUYON, *op. cit.*, (*rev. soc.*), n^o 4, pp. 209-210.
- (5) 例えば、利益と損失の社員への分配はその出資額に応じてなされなければならず、社員の義務もその同意なくして増加させることはできないと考えられているのは、sociétéの一般原則による(GUYON, *op. cit.* (*Droit des affaires*), n^o 471-7, p. 506)。
- (6) フランス税法上は簡易株式制会社は株式会社とみなされ、問題がないが、ヨーロッパ共同体の税法指令で簡易株式制会社は優遇を受けられず、デメリットをうける可能性があることにつき、井上・前掲早稲田法学六〇頁以下参照。
- (7) GUYON, *op. cit.* (*rev. soc.*), n^o 3, p. 209.
- (8) 筆者もこの問題についてかつて検討したことがある(拙稿・「一人会社と株主総会」法研六五巻六号五四頁以下、

「一人会社における取締役会の意義」法研六五巻一―号三五頁以下、「一人会社と株主総会」『商法の判例と論理』（日本評論社）五一頁以下、私法五八号二五五頁以下）。

- (9) GUYON, *op. cit.* (*Traité des contrats, Les sociétés*), n° 3, p. 14.
- (10) GUYON, *op. cit.* (*rev. soc.*), p. 207. MERCADAL et JANIN, *Sociétés commerciales, Memento pratique français* *léfebvre* 1998, n° 247-1, p. 764.
- (11) VIDAL, *op. cit.* (*Droit des sociétés*), n° 1217, p. 502. GUYON, *op. cit.* (*rev. soc.*), n° 12, p. 214.
- (12) GUYON, *op. cit.* (*Droit des affaires*), n° 471-8, p. 507.

第二章 社員・第三者保護のための規定

簡易株式制会社を利用できるものは、ある程度限定されている。前章でこの会社の第一番目の特色として言及したように、簡易株式制会社は会社のみが設立できる会社であり、その設立をなしうる会社の資本も比較的高額に定められており、制度の利用によりかえって不利益を被るとしてもそれに耐えることができるものが想定されており、この要件を満たす会社のみを社員としてすでに存在する会社は社員の全員一致により簡易株式制会社に組織変更できるが（二六二―四条）、社員たる会社の資本は簡易株式制会社の活動中も一五〇万フラン以上に維持されることを要求される（二六二―五条）。この会社では資金を公募できず（二六二―三条）、そのために会社への参加は開かれたものではなくして、閉鎖的な性質を持つことになる。簡易制株式会社自身の資本額は資金を公募しない会社の最低資本金額である二五万フラン以上でなければならず、株式会社では引受の際券面額の半額が支払われればよいのに対して（七五条）、ここでは資本は引受後直ちに全額が支払われることを要する（二六二―二

条)。

簡易株式制会社には唯一の法定機関として、定款で定める方法により選任された社長 (président) が必要である。社長は会社の目的の範囲であらゆる場合に会社の名で行為する最も広い権限を有する旨が法律で規定されている (二六二―七条第一項)。社長は第三者を安心させ、その唯一の交渉相手となるという使命を持ち、第三者の誤解を防ぐため、社長はただ一人であることが要求され、複数の社長による共同執行はなしえないが、輪番制、交代制は可である。⁽¹⁾ 第三者との関係では、会社の目的を逸脱する社長の行為によっても、会社は第三者がそれを知り又は状況からそれを知るべきであったことを証明しない限り (定款の公示だけではその証明としては不十分である) 責任を負い (二六二―七条第二項)、社員との関係においては、定款で社長の権限を制限し、例えば、一定の行為や一定の額を超える取引には社員あるいは定款に定める他の機関の承認が必要な旨等を規定することもできるが、その制限は第三者に対抗し得ない (同条三項)。株式会社の代表取締役と異なり、その権限が代表権にとどまるが、その広さは、株式会社では株主総会・取締役会の決定によって制限を受けることがあるのに対し、簡易株式制会社では全く制限がない点が特徴的である。⁽²⁾ 代表権を社長から剥奪することはできない。⁽³⁾ なお、社長をおくこと以外の社長に関する事項 (選任、解任、報酬等) については、後述する指揮者と同様、定款によって自由に規定することができる。⁽⁴⁾

二六二―九条は、株式会社の取締役会 (conseil d'administration) および新型取締役会 (directoire) の構成員の責任を定める規定は、簡易株式制会社の社長および指揮者 (dirigeant) に適用する旨を定める。⁽⁵⁾ これは、簡易株式制会社には指揮にあたる機関がなかったり、又定款で定められる指揮者しかいない場合もあるが、かれらはどのような権限を有するにせよ、その職務遂行についての過失に伴い株式会社が取締役会構成員の責任が追

及されるすべての場合に個人責任を負うという意味である。⁽⁶⁾ また、法人が社長あるいは指揮者である場合には、その責任は当該法人の指揮者が、その固有の名で社長、指揮者である場合と同様の義務・責任に従い、同一の民事・刑事責任を負うとし、その場合会社との連帯責任も妨げないとしている(二六二一八条)。

会社と社長または指揮者間で直接にあるいは人を介して締結される契約をなす場合にも、株式会社及び有限会社の規定から示唆を受けた規定がおかれている⁽⁷⁾(二六二一一一条ないし二六二一一三条)。この中で、規制を受けずに自由に締結できるのは通常の条件で締結される日常の取引だけで(二六二一二条、一〇六条で規定される契約は簡易株式制会社の社長及び指揮者にも禁止され(二六二一一三条)、そして、その他は社員の監督に付される(二六二一一一条)⁽⁸⁾。

簡易株式制会社も社員の共同決定により選任された会計監査人(二六二一一〇条第二項)の監査を受けることになる。その員数、選任、任期、権限、報酬、責任は株式会社法の規定(二二八条以下)⁽⁹⁾の適用を受ける。

会社の決定事項のうち、資本の増加、償却、資本減少、合併、分割、解散、会計監査人の選任、年次計算書類および利益金に関する株式会社の特別総会および通常総会に属する権限は、定款で定める条件で社員により共同決定で行使される(二六二一一〇条第二項)。

- (1) LE CANNU (Paul), *« Les dirigeants de la société par actions simplifiée »*, *rev. soc.* 1994, n° 16, p. 249. MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 247-16, p. 769, ㄱㄴㄷㄹㄺ GUYON, *op. cit.* (*Droit des affaires*), n° 471-6, p. 505; *op. cit.* (*Traité des contrats. Les sociétés*), n° 66, p. 114 ㄷㄹ 複數ㄱㄴㄷㄹㄺㄻㄼㄽㄾㄿ
- (2) MERCADAL et JANIN, *ibid.*
- (3) LE CANNU, *op. cit.*, n° 26, pp. 254 et suiv.
- (4) LE CANNU, *op. cit.*, n° 26, p. 255. MERCADAL et JANIN, *loc. cit.*

- (5) 四三二条ないし四三七条、四三九条、四四九条ないし四五九条の罰則規定も適用される (VIDAL, *op. cit.* (*Droit des sociétés*), n° 1228, p. 504)。指揮者は定款で設置が定められてはじめておくことができるが (後述)、この選任手続の有無ではなく、指揮者の名称を付せられている限り責任を負うと解されるべきである (LE CANNU, *op. cit.*, n° 18, p. 250)。
- (6) LE CANNU, *op. cit.*, n° 10, pp. 244 et suiv.
- (7) VIDAL, *op. cit.* (*Droit des sociétés*), n° 1227, p. 504.
- (8) 二六二二一条は、会計監査役が作成した報告書に基づき、社員は決定を行うが、もし決定が否決された場合にも契約は無効ではなく、関係する者あるいは場合により社長および他の指揮者は会社と与えた損害につき責任を負うと規定する。定款は、その報告書の形式、社員の討議方法、決定方法等を定めることができると解される (MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 2477-27, p. 771)。
- (9) MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 2477-29, p. 771.

第三章 任意に組織しうる機関とその機能

通常、その社員が有限責任を享受できるかわりに、その会社に対する法規は厳格にならざるをえない。⁽¹⁾それは、合名会社や合資会社では社員が直接無限責任を負う結果債権者保護には問題がなく、法の規制は簡素で守るべき強行規定も少ないのに対して、有限会社・株式会社では、会社財産のみが会社債権者の担保となる関係から、法律は詳細かつ厳格に規制を行うことになるからである。ところが、この簡易株式制会社は、責任の限定と組織・運営の簡易性が同時に享受される特別な例と考えることができる。⁽²⁾

二六二二一条第二項は、株式会社に関する規定は、会社法第一編第四章第一一節の特別規定と両立しうる限り

において簡易株式制会社に適用されるが、ただし八九条ないし一七七一一条(会社の指揮・管理に関する規定および株主総会に関する規定)はそこから除かれることを定めている。法律は会社法の規定についてしかふれていないが、法律で適用除外されている項目に対応する一九六七年三月二三日会社法施行令(Décret n° 67-236 du 23 mars 1967)の七七条ないし一五三―三条も適用されないことは明らかであると解されている⁽³⁾。

簡易株式制会社の定款作成者には、広い自由が与えられている。しかし、会社の意思決定および実行についてすべてを規定することにはかえって困難が伴う。株式会社法の規定にそった定款を作成することも可能であるが、株式会社を選択せず簡易株式制会社を選択したことの意味がそれだけ失われるおそれもある。また、定款に隙間の生じてしまった場合には会社法は適用されず、定款解釈の問題になる⁽⁴⁾。

まず、業務執行機関については、代表機関としての社長(président)をおくこと以外については、当該機関を如何に組織し、会社の指揮をどのように行わせるかは定款に任される(二六二―六条)⁽⁵⁾。

法律では、株式会社の規定に基づいて付与される取締役会又は社長の権限は、簡易株式制会社の社長又は定款に基づいて任命される一人もしくは数人の指揮者(trigement)が行使すると規定されているのみであり(二六二―一条第二項)、又、二六二―一〇条によって定めた社員の共同決定に属する事項以外の事項を誰が決定し誰が実行にうつすかという権限分配も定款で決定しておくべきである⁽⁶⁾。定款で規定した特別の委員会に権限を委譲することもできる⁽⁷⁾。

法文の字句において、社長と指揮者は明確に区別されている(二六二―一条第二項、二六二―九条等参照)。社長を選任することは簡易株式制会社では義務づけられているが、指揮者は定款で規定しない限り存在することができない⁽⁸⁾。

機関構成について、社長の他に指揮者 (dirigeant) をおくかどうか、何人おくかがまず問題になる。社長が指揮者として選任されれば、これを兼務することもできる。社長兼指揮者である者が代表をふくめた業務執行全般をおこなう単独の機関を構成すればあたかも有限会社のようになり、社長の他に指揮管理をおこなう指揮者を別に単独で選任することもでき、また、複数の指揮者を選び合議により決定をおこなわせれば株式会社に近くなる。合議で行う場合には決定方法も定める。株式会社が取締役会制度 (conseil d'administration)、又は、監査役会 (conseil de surveillance) および新型取締役会制度 (directoire) を選択することも考えられるが、その場合には適用排除がなされている八九条から一一七条の規定又は一一八条から一五一条の規定も定款に包括的に取り入れるべきである。その場合には、社員総会についての法規の適用排除という特質が残るのみであり、ある意味でこの法律の魅力は半減される可能性もある。それに対し、例えば名称のみ取締役会制度を借用しておきながら、その実質は株式会社のそれと内容が異なる場合には、第三者を混乱に陥れることが考えられるから、それは厳に慎まなければならない⁽⁸⁾。

社長・指揮者の選任・解任の手続も、社員の共同決定による場合にはその決定方法を、又、社員の共同決定 (決議) による必要もないので、その時はどのように誰が決定するかを定款で定めることができる。特定の社員、特定の社員のグループ、又は社員ではない特定第三者に決定権を委ねること、多数社員が自動的に指揮者となることを定めることなども認容される⁽¹⁰⁾。解任権の濫用は権利濫用を禁止する一般原則に照らして禁じられ、会社は損害賠償責任を負うが、指揮者の保護のために補償金の支払や解任自体の禁止を定款で定めることもできる⁽¹¹⁾。指揮者の選任および終任の場合に行われる公示は、会社法八条に従う。簡易株式制会社では第三者は公示によりはじめて会社の組織の一端を知ることができるため、とりわけ重要である⁽¹²⁾。

指揮者に何らかの資格・条件を要すると規定する場合、例えば、社員でなければならぬとか、特殊技能を要する旨、自然人である場合の年齢制限を定めることができ、他の株主のグループとの指揮者の均衡をどのように決定しておくか、解任の手続およびその場合の理由の有無、報酬の有無・決定方法等も自由に規定することができる⁽¹³⁾。他の株式会社の取締役あるいは従業員との兼任制限（九二条、九三条）も適用されず、自由である⁽¹⁴⁾。

社長・指揮者は自然人のみならず、法人でも構わない（会社法二六二―八条参照）。フランスでは合名会社・合資会社の業務執行者は法人であってもよいが、株式会社の取締役会会長⁽¹⁵⁾、新型取締役会の構成員、有限会社の業務執行者等は自然人に限られるので、後者の場合とは異なる⁽¹⁶⁾。

社長・指揮者の権利（社長の場合には代表権以外の）・義務については、明らかではないが、会社又は社長・指揮者に対して訴訟がおこされた場合には株式会社の取締役に関する判例が簡易株式制会社の特殊性を考慮した上で適用され、会社事業に関して情報を得る権利、株主に対して情報を与える義務、指揮者の社長に対する監視義務（取締役会制度の有無に関係ない）、競業禁止義務等は認められるであろうとされている⁽¹⁷⁾。

最後に、会社の監査に関しては、定款にその設置、任期、使命、権限等を規定して機関をおくこともでき、さらに外部監査人をおくこともできる⁽¹⁸⁾。

- (1) VIDAL, *op. cit.* (*La sociétés par actions simplifiée*), n° 2, pp. 5-6.
- (2) GUYON, *op. cit.* (*Traité des contrats, Les sociétés*), n° 9, p. 23.
- (3) LE CANTU, *op. cit.*, n° 1, p. 239.
- (4) *ibid.* CNPF 案では、定款に規定のない事項は会社法八九条ないし一七七一一条によって定められるとしているが、現行法では、定款が会社法の規定を準用しない限り、何によって会社を運営すべきかという点について全く規制を欠くという意味で空白を生じる恐れがある（GUYON, *op. cit.*, (*rev. soc.*), n° 11, p. 214.）。Guyon 教授は、別稿で

はCNPF案が取られるべきであったことを明らかにし、現行法の下でも定款に隙間が生じた場合のことを考慮し、その場合には株式会社法の準用する旨を定めるほうがよいと示唆される (*op. cit.* (*Droit des affaires*), n° 471-5, p. 504.)。

- (5) MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 2477-15, p. 768.
- (9) LE CANNU, *op. cit.*, n° 23, p. 252.
- (7) LE CANNU, *ibid.* MERCADAL et JANIN, *loc. cit.*
- (8) LE CANNU, *op. cit.*, n° 1, p. 240, et n° 16, p. 249. それに対して、GUYON, *op. cit.* (*Droit des affaires*), n° 471-5, p. 503は、会社が旧型取締役会と新型取締役会の二者択一から離れて、監査役会を有する旧型取締役会制度 (*conseil d'administration*) を作り上げるとして、監査役会 (*conseil de surveillance*) を欠く新型取締役会制度 (*directoire*) を作り上げることも可能であるとすると、非常に自由な解釈をする。
- (9) 会社法二六二—一〇条の反対解釈である (LE CANNU, *op. cit.*, n° 11, p. 246.)。
- (10) LE CANNU, *ibid.* MERCADAL et JANIN, *loc. cit.*
- (11) *ibid.*
- (12) VIDAL, *op. cit.*, (*Droit des sociétés*), n° 1225, p. 504.
- (13) MERCADAL et JANIN, *loc. cit.*
- (14) LE CANNU, *op. cit.*, n° 1, p. 239.
- (15) 旧型取締役会制度をとる場合、会の長である *président*——通常、社長と訳されることが多い——は、会社の代表権を有し (二二六条) わが国の代表取締役にあたる。
- (16) LE CANNU, *op. cit.*, n° 8, p. 242.
- (17) LE CANNU, *op. cit.*, n° 12, pp. 246 et suiv. Le Cannu 教授は、監視権を定款で付与するともべきであると認められ (229 *op. cit.*, n° 18, p. 250.)。
- (18) MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 2477-25, p. 770.

第四章 社員の共同決定と方法

前述の社員の共同決定を要する事項（二六二一〇条第二項）の他の決定により定めるべき事項（同条一項）と各々の手続・条件は、定款によって規定することを要する。⁽¹⁾ 社員の全員一致を要する事項として、二六二一四條、二六二一五條、二六二一七條、二六二一八條の規定に基づく定款を採用する場合、変更する場合が規定されている（二六二二〇條）。⁽²⁾ 一般的には定款変更も共同決定事項ではないので、例えば、社長一任なども可能と解されうるが、重要事項であるためのようにして決定するのかを定款に規定しておくべきであろう。

社員の共同決定の要件・手続を定款は自由に決めることができる。審議方法も、証拠方法を考慮する限り、ビデオ会議方式、郵送・ファックス方式等によることができ、又、ある事項の決定は総会でなさなければならぬが、他の事項は社長の選択により、総会、郵送、書面によって行うと規定してもよい。⁽³⁾ 決定方法も自由に定められる。一定の場合に一人又は数人の社員に拒否権、次回の後続審議に任せることを決定する延長権を与えることや、総会における社員の議決権の合算し一つの審議事項の決定に利用することを認めたり、一定の決定が外部第三者、たとえば親会社、銀行、有力顧客の事前許可、あるいは反対がない場合に決定できることを定めることなどもできる。⁽⁴⁾ また、有限会社におけるように、書面による協議、社員の署名された証書により総会決議に代えることもできる。⁽⁵⁾ 議決権の付与に関しても、資本の額に比例するばかりでなく頭数によることもでき、決議要件も、普通株主総会と特別株主総会の区別を要しない。⁽⁶⁾

(1) MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 2477-35, p. 772. は、それ以外の事項の決定権限が誰に属するかは定款で定め得

るが、もし定款に規定されていない場合は、黙示的に社長に委任されていると解するのが妥当であるとしている。

- (2) 社員の責任負担 (engagement) を加重する場合には、一般法に従い（民法典一八三六条二項）、その決定は社員の全員一致を要する（*MERCADAL et JANIN, op. cit. n° 2477-39, p. 773.*）。
- (3) *MERCADAL et JANIN, op. cit., n° 2477-36, p. 772.*
- (4) *MERCADAL et JANIN, op. cit., n° 2477-39, p. 773.*
- (5) *VIDAL, op. cit. (Droit des sociétés), n° 1230, p. 504.*
- (6) *GUYON, op. cit. (Droit des affaires), n° 471-4, p. 503.*

終わりに

以上で検討したように、簡易株式制会社は、共同子会社の運営を円滑に行わせるためには株式会社法の数々の強行規定が邪魔になることから、それを回避し実務家の期待に応えるため、フランスにおける会社という概念の基本的な性質である契約という視点に立法者が立ち返り、発想の転換と共に新設された株式制会社である。しかし、社員間の契約に任せるとそれは無限の多様化の可能性を含む内部機構を有する会社を承認することになるために、第三者との関係を考慮すると定款に規定することを欠かすことはできない⁽¹⁾。

しかし、反面、法律制定当初から、利用者に、定款の作成がきわめて困難であるという当惑、躊躇を生じさせる可能性があると指摘されていた⁽²⁾。法律の枠がないことによって、後に無駄な係争の種とならぬように漏らさずすべてを規定することは不可能に近い。しかし、潜在的な紛争を防止しようと思えば、一貫した意味を内包する定款規制が重要であり、少なくとも矛盾した解釈が生ずるおそれのある規定は排除するべきである⁽³⁾。また、場合

によつては株式会社の規定を単に移し替えてくることも考えられないではないが、それではこの会社の旨味が損なわれる場合もある。比較的簡易な方法と思われるのは定款のモデルを利用することであろうが、それぞれの会社の事情に適合した定款からは乖離してしまい、定款のモデルが事実上簡易株式制会社という定型フォームを作り上げる結果になってしまう危険もある。いずれにせよ、会社設立の際、この点がネックとなって迅速な設立が望み得いというのでは問題にならう。

株式会社・有限会社等の定型は法律の規定によりその組織がよく知られており、予見可能性を提供するのに対して「プレタポルテ法規」の与える利点⁽⁴⁾、簡易株式制会社の場合にはそれがないので、第三者が取引に際して躊躇するというようなおそれもある。会社制度は諸外国において長い歴史をかけて創造された実に良くできたシナリオであり、近代法化以来我が国も基本的にはそれに習いつつ固有の制度を作り上げてきたものである。したがって、プレタポルテを捨ててオートクチュールにいつても、身の丈にあつた法規を個人に作らせることには困難が多く、弁護士その他の助言が必要とならう。

また、同制度の運営についての規制の柔軟性は有限会社化と評されることもあるが、その実質は、社員の有限責任を保ちながら簡易な規制で済ませようとする点については人的会社にも匹敵する面さえあるように思われる。フランスにおいては元々 *micro-entreprise* の本質を契約と考えていたことによつて、契約自由の思想と相俟つて非常に思い切った制度の創設が成つたと考えるが、その運用はその理念をよく理解した上で、良き株主の理性の下で正しくコントロールされてはじめてこの制度の利点は発揮されるように思われる⁽⁵⁾。

最後に、簡易株式制会社の近時の動きについて一言すると、会社法に関する改正草案は一人による簡易株式制会社の設立を提案していたが⁽⁶⁾、それは一九九八年法務大臣により公表されるにいたり⁽⁷⁾、その後一九九九年六月三

日、政府の後押しにより、一人簡易株式制会社 (*sociétés par actions simplifiée unipersonnelle* : SASU) を創設する旨の修正は国民議会で取り上げられ、採択されたものである⁽⁸⁾。今後これが法律制定に至るとすれば、この制度が本来入れられた趣旨からは離れるが、企業結合円滑の見地において、これまで株式会社を利用しての親子会社創設に不便を感じていた実業界に無駄な仮装の必要がなくなり、実務上のひとつの要求は解決される。しかし、理論的には解決の難しい問題が残ってしまったといえる。それは、まず第一に、前述のようにフランスではすでに有限会社に設立時から社員一人の会社形態を認めているものの、株式制会社ではこれが初めてであり、これらの会社では株式の複数制が原則であるとの理解が一般的であるため、一人社員を有する株式制会社の創設を認めるということはパドックスであること⁽⁹⁾、そして第二に、これまで見てきたように、簡易株式制会社は契約を基礎として説明されるのに対し、一人簡易株式制会社ではその前提を欠くため、法的性質はどのように理解されるか、それは簡易株式制会社そのものと同じか、違うかということ等であるが、今後更に議論を呼ぶであろうと思われる。

この点については今後更にフランスにおける動向を観察し、別稿においてこの改正が今後のフランスの会社法改正に与える影響についても考察してゆきたいと考えている。

- (1) LE CANNU, *op. cit.*, n° 4, p. 241.
- (2) LE CANNU, *op. cit.*, n° 2, p. 240. GUYON, *op. cit.* (*rev. soc.*), n° 3, p. 209.
- (3) MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 2477-2, p. 765.
- (4) LE CANNU, *loc. cit.* は「法規的プレタポルテ (*prêt-à-porter légal*) が予測可能性という利点を与えている表現を用いられる。

(5) 例えば、株主がよく会社経営の動きを把握し、監督を行っていない場合、所有と経営の分離が認められているた

め、社長又は指揮者が経営において暴走したときには、株主の利益を害し、ひいてはその影響は第三者にも及ぶ可能性があるのではなからうかという不安が残る。単なる契約と異なり、会社は社会と大きな関わりがある。それを社員が責任を負うというのであれば問題はないが、有限責任を前提とするのならば、定款において第三者保護の範囲と程度についても熟慮することが必要になるのではないだろうか。

- (6) GUYON, *op. cit.* (*Traité des contrats. Les sociétés*), n° 66, p. 113.
- (7) *rev. soc.* 1998, p. 477.
- (8) CONAC (Pierre-Henri), *« Quelques réflexions sur un avant-projet de loi créant une société par actions simplifiée unipersonnelle (SASU) »*, *Bull. Joly*, juin 1999, § 133, p. 607.
- (9) CONAC, *op. cit.*, p. 608.
- (10) CONAC, *op. cit.*, p. 618.

(平成一一年八月三一日脱稿)

〔追記〕 本文で記した一九九九年六月に国民議会で審議された簡易株式制会社制度を改正する提案は、その後同年六月三〇日に採択され、一九九九年七月一二日の法律第九九一五八七号 (Loi n° 99-587 du 12 juillet 1999 sur l'innovation et la recherche) の第三条となった (JO, 13 juillet 1999, p. 10396)。当該論文脱稿後、その内容が明らかにされたので、重要点のみ記すことにする。

今回の改正では、簡易株式制会社の門戸を広げ、社員を会社に限ることなくすべての自然人、法人に認め、更に資本金額の制限をまったく設けないこととし (新会社法二六二一条第一項、二六二一四条、二六二一五条)、社員が一人でも会社を設立できるとし (同法二六二一条) 簡易株式制会社自身の資本については改正前と同様であるが株式会社と同じように引受時には株式の券面額の半分を払い込めばよいとされたこと (改正前二六二二条削除) 等がその焦点である。これにより、本文の第二章で触れた強行規定が大幅に削られ、更に同制度が利用しやすくなった。また、一人簡易株式制会社を認めたことにより、法律は新たにこれに関する特則をおき、新会社法二六二一一条第二項

はその一人の社員を単独社員 (associé unique) と称すると規定し、単独社員は共同決定が必要とされている場合の社員に属する権限を単独で行使することができると定めた。この場合の社員の共同決定に代わる単独社員による意思決定方法および会社と指揮者間の契約に関する単独社員の決定方法については、一人の社員のみからなる有限会社である有限責任一人企業 (entreprises unipersonnelles à responsabilité limitée) に関してすでにおかれている規定を参考にしたであろう同制度におけるのと同内容の規制がなされた(同法二六二―一〇条、二六二―一一条)。この会社では単独社員以外の社員はいないため、社員間の人的関係を考慮する必要がないので、会社法二六二―一四条ないし二六二―二〇条の規定は適用されないことが明言されている(同法二六二―二一条)。